まえがき

本研究資料は、当研究所が実施しているプロジェクト研究「水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析」(平成 19 ~ 21 年度)の成果の一部として刊行するものである。

平成 19 年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策(以下「経営所得安定対策」という)は、①担い手の育成・確保、②担い手経営の安定・発展、③望ましい農業構造の実現を主な目的としており、その円滑な推進のためには、これらの目的の達成状況を継続的に把握・検証し、必要な見直しや関連対策の実施を行っていくことが必要である。特に、経営所得安定対策に加入した集落営農組織については、組織化間もないものも多いこと等から、将来の経営安定・発展のために様々な課題を抱えている状況にある。このため本研究では、経営所得安定対策の導入が、各地域内での集落営農組織をはじめとした農業経営体の経営・行動や農地の利用集積等にどのような影響(効果)を生じさせるかについて継続的に把握・検証し、今後の地域農業の発展の方向性と農業構造の変化を予測することを課題としている。

本研究では、経営所得安定対策下における集落営農等の動向に関する分析のため、農林水産政策研究所を中心に、経営局と密接に連携しつつ、大学、試験研究機関の研究者、普及組織等の専門家の参画による共同研究として、経営所得安定対策の導入に伴う集落営農組織等の農業経営の動向等について定点観測的な継続的調査を実施している。その全国的調査結果の一部は別途、公表したところである(『農林水産政策研究所レビュー』No.28、平成20年7月)。

本研究の共同研究に参画する研究者、専門家の方々には、経営所得安定対策下における 各地域の集落営農組織等の動向や今後の課題について研究を分担いただいている。本資料 は、その初年度の研究成果を研究資料としてとりまとめ刊行するものである。

最後になるが、共同研究に参画していただいている研究者、専門家の方々にはほとんど ボランタリーに調査にご協力いただいている。記して感謝申し上げたい。

平成21年3月

農林水產政策研究所

経営安定プロジェクト研究 農地・集落営農チーム

本資料中の用語について

平成19年度より導入された「品目横断的経営安定対策」は、平成19年 12月に制度の見直しが行われ、対策の名称が「水田・畑作経営所得安定対策」 (北海道向け)あるいは「水田経営所得安定対策」(都府県向け)に変更され、 また「緑ゲタ」、「黄ゲタ」、「ナラシ」等の用語も「固定払」「成績払」「収入減 少補てん」等に変更された。

したがって本資料の標題は、新名称を用いている。

しかし、本資料に収録されている各報告は、平成19年に行った調査をもとに とりまとめられているために、報告の一部には旧名称や旧用語を用いているも のがあるが、調査時の事実を尊重する観点からあえて修正は行わなかった。 そのために本資料全体では制度の名称や用語に不統一があることを御了知願い たい。